

「八広いじめ防止基本方針策定について」 <令和7年4月改訂>

1 はじめに

平成25年10月 いじめ防止等のための基本的な方針決定を受け、広野小学校、八千代中学校では、それぞれ法律の規定に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、方針のもと未然防止、早期発見に取り組んでまいりました。

昨今のいじめに対する考え方の変化や児童生徒の自殺に対する認識、令和2年度八広コミュニティ・スクール協議会における「八広の子ども像」決定を踏まえ、子どもの安全や安心を脅かす、いじめや自殺の問題についても、地域全体として認識し連携協働が必要であると考え、このたび、小中学校の方針を合わせた「八広いじめ防止基本方針」を以下の通り、策定いたします。

2 八広いじめ防止基本方針を定める意義

■方針を定める意義として、主なものとして4点があげられます。

- ・八広いじめ防止基本方針が周知されることにより、地域、家庭、学校が方向性を共有し、連携した対応をとることができること
- ・いじめの発生時における対応をあらかじめ共有することにより、児童生徒に対し、日々の生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援にもつながること
- ・八広地域の児童生徒の実態を生かし、八広の子ども像に即した、より具体的ないじめ防止への方針を検討することができる

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係^(※)にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

(※)「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

いじめの定義は、平成30年に改訂されていますが、その時に以下の留意すべき事項が追加されています。

<留意すべき事項>

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においてもいじめに該当する
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する
- 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」など、表面に現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者、地域、学校とが連携し、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う
- 本方針を定める意義やその内容を明確にし、周知するとともに、適宜見直す
*以上の定義のもと、いじめに対する認識を高め、共有する必要があります。

(2) いじめに対する大人がもつ意識

- ・いじめはどこでも起こりうるものであること
- ・いじめは人権侵害であり、決して許されることではないこと
- ・解消に向け、協力して取り組んでいかなければならないこと

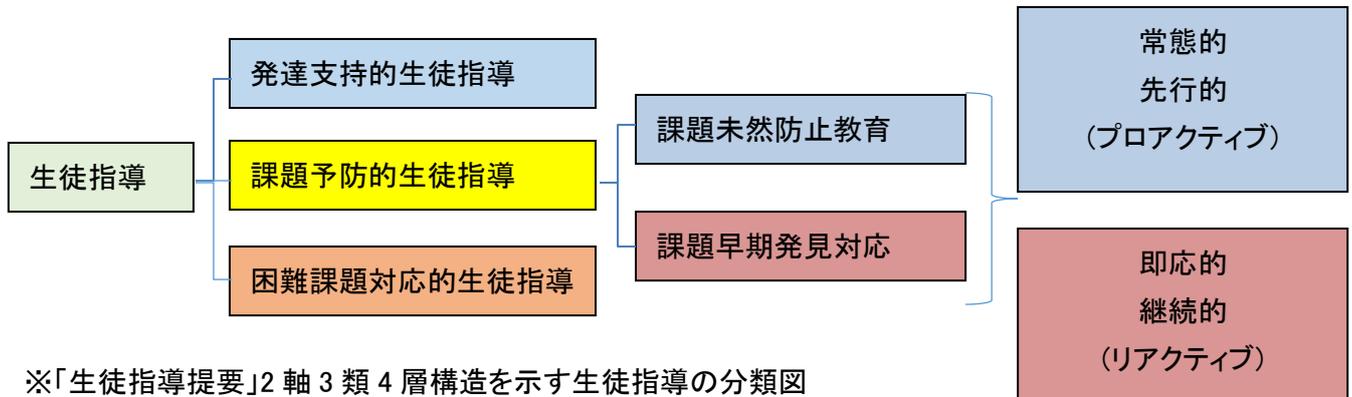
4 いじめの未然防止に向けた取組

いじめの未然防止に向け、地域や家庭、学校が連携しそれぞれの立場で、いじめが起きにくい環境やいじめを許さない環境づくりを行っていく必要があります。

- ・安心できる場づくり
- ・相談できる場づくり
- ・自己有用感を育む場づくり
- ・他者理解を進める場づくり
- ・児童生徒理解に関わる相談窓口の周知（いじめ相談電話、心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）
- ・大人対象のいじめの事例等の周知と研修
- ・八広コミュニティ・スクール協議会における情報交換や共通行動についての話し合い

⇒その中で、小・中学校では、以下のような取組を進めていきます。

*生徒指導提要(R4.12改訂)をもとに、いじめ未然防止・発達支持的生徒指導に努めます。(下図)



※「生徒指導提要」2軸3類4層構造を示す生徒指導の分類図

①「いじめ」防止についての研修

- いじめに関する各種資料等をもとに全職員が危機感を共有する
- 子どもの小さな予兆やサインの把握の重要性を認識する
児童生徒の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール ほっと、アセス」等の活用
- 外部講師による講演会、授業を取り入れる

②学級経営の改善

- 自己有用感が得られる学級づくりを進める

③授業の指導の充実

- 授業を工夫する（わかる授業・全ての児童生徒が参加・活躍できる授業）
- 言語活動によるコミュニケーション能力を向上させる
- 道徳の時間・学級活動の時間等において、「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観、異文化などを理解させる指導を計画的に取り入れる
- 生徒指導の機能を生かす授業づくりを進める。（教師の受容的な態度）

④学校行事・児童会活動における自己有用感の向上

- 縦割り活動（異学年交流：運動会・遠足・農園活動・昔を学ぶ会等）や各種集会を通して体験活動を設定し、児童生徒が主体の仲間づくりを進める
- 児童生徒自らが行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。また、いじめ撲滅の取組を充実させる

⑤地域との交流による人とのつながりの受容

- 地域と連携した教育活動を通して地域住民とのふれあいを大切にする。

5 いじめの早期発見・事案対処の在り方

(1) 早期発見と情報の共有

「こんなことぐらい。」と見過ごすことなく、日頃より地域や保護者、学校による児童の観察を行い、些細なことでも情報の共有を行う必要があります。

- ・出来事（見かけた、聞いた）の共有
- ・ちょっとした雰囲気や違和感に関する共有
- ・日常のささいな変化に関する情報の共有

(2) 事案対処

該当児童生徒在籍校が中心となり、連携をとりながら、提供された情報をもとに、当該児童生徒とその保護者のプライバシーに配慮しつつ、事実確認等の対応を行います。

(3) いじめの調査

⇒小中学校で行い、その結果につきましては、情報を公開し共有します。

- ・児童生徒対象いじめアンケート調査 6月、11月、1月
※上記以外にも、必要に応じて学校独自で実施することもあります。

6 いじめ発生時における取組

小中学校で、以下のように対応していきます。

- (1) いじめを認知した場合は、速やかに小学校では「いじめ防止対策委員会」、中学校では「生徒指導特別委員会」を開催し、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。
- (2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況把握を行い、学校の取り組みに関しての記録化を行う。
- (3) いじめを受けた児童生徒が学校へ登校できない状況や教室には入れない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童生徒や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。
- (4) いじめを行った児童生徒に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る児童生徒に対して学級全体指導を行う。
- (5) いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに家庭における指導に対する助言を行う。
- (6) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。
- (7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

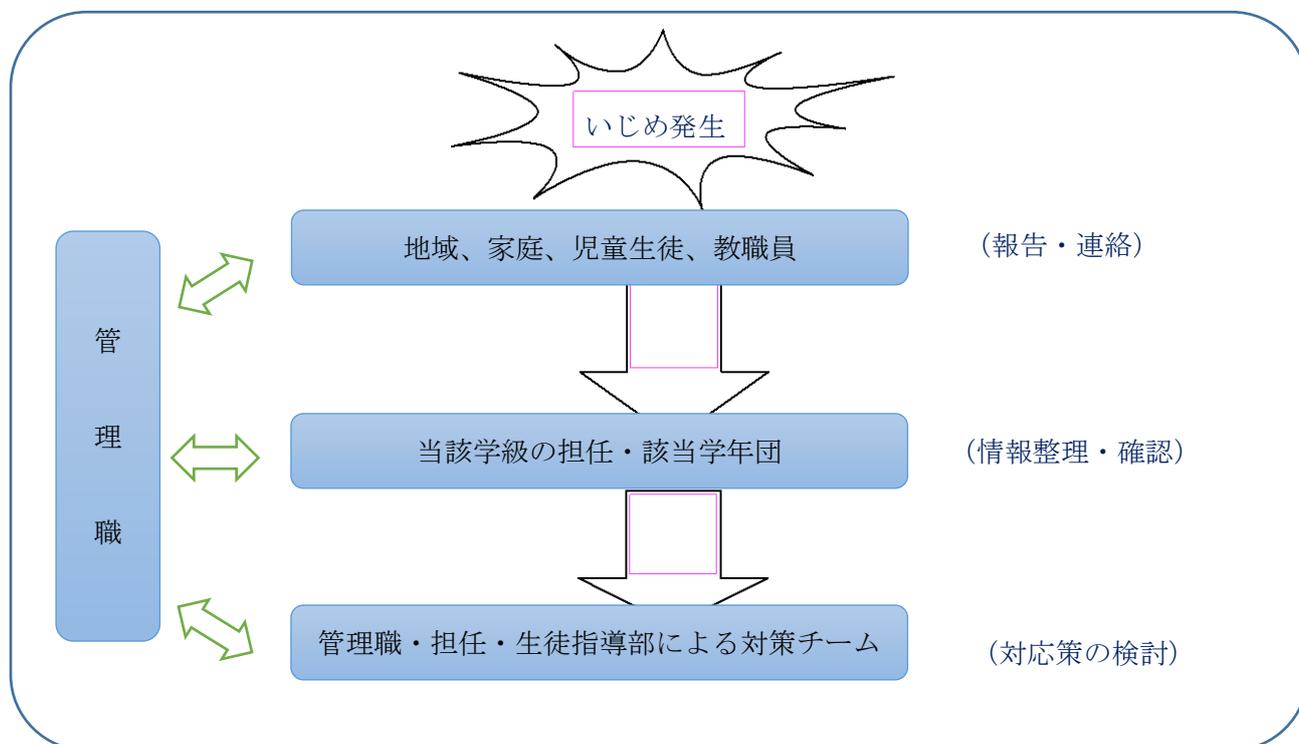
7 基本方針のPDCAサイクル

以下のようなサイクルで取組を進めていきます。

年間を通じて対応
(DO)

- 4月 ・今年度の「八広いじめ防止基本方針」の周知 (PLAN)
- 6月 ・八広コミュニティ・スクール協議会での協議 (PLAN)
- 8月 ・第1回取組評価アンケート (学校評価内で共通項目として実施) (CHECK)
- 9月 ・小中学校での改善点の確認と対応 (ACTION)
- 12月 ・第2回取組評価アンケート (学校評価内で共通項目として実施) (CHECK)
- 1月 ・小中学校での改善点の確認と対応 (ACTION)
- 2月 ・活動の評価と次年度の計画 (PLAN)
- ・八広コミュニティ・スクール協議会での次年度に向けた承認 (PLAN)

8 いじめ発生時の校内体制【いじめ防止対策委員会、生徒指導特別委員会の体制】



9 重大事案に対するいじめ対応

いじめに関する重大事案が発生したときには、関係諸機関と連携しながら、早期解決に向け、小中学校の上記校内体制下で取り組みます。

※重大事案とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事案のことをいいます。

○いじめ防止対策委員会・生徒指導特別委員会

- ・情報収集（アンケート、聞き取り等）・関係機関との連携（市教委・警察・児相等）
- ・指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）
- ・心のケア（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、心の教室相談員、市教委教育相談員等）

○緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援

※重大事案発生後は、その後の経過を注視するとともに、対応の検証を行います。

1.0 その他

- 八広いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、八広コミュニティ・スクール協議会をはじめとした、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めてまいります。
- 地域全体でいじめの防止等に取り組むため、今後児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めてまいります。
- 小中学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる措置を引き続き講じてまいります。
- 小中学校では、八広いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布して、児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。なお、年度途中の転入、編入学や児童生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明いたします。

<参考引用文献>北海道いじめ防止基本方針（北海道教育委員会）、帯広市いじめ防止等に関する基本的な方針（帯広市・帯広市教育委員会）

